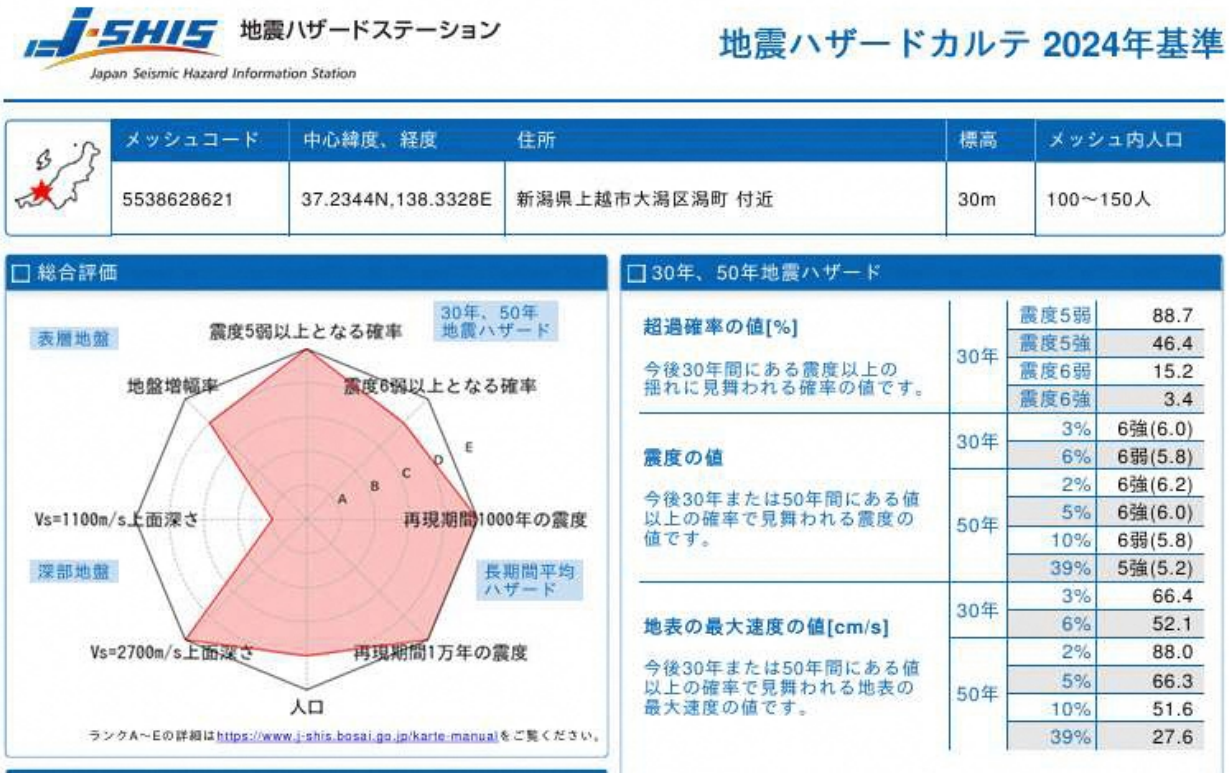
（別表１）
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ　現状
１　地域の災害等リスク
　当商工会は、上越市大潟区、頸城区、吉川区、名立区を区域としており、合計面積は１９７．２１平方キロメートルとなっている。
　日本海に面した平野部から吉川区の尾神岳や名立区には上越市内最高峰の不動山などを有し、様々な地形が混在している地域であり、冬期降雪量も地域によって大きな差がある。
　想定されるリスクは次のとおり。

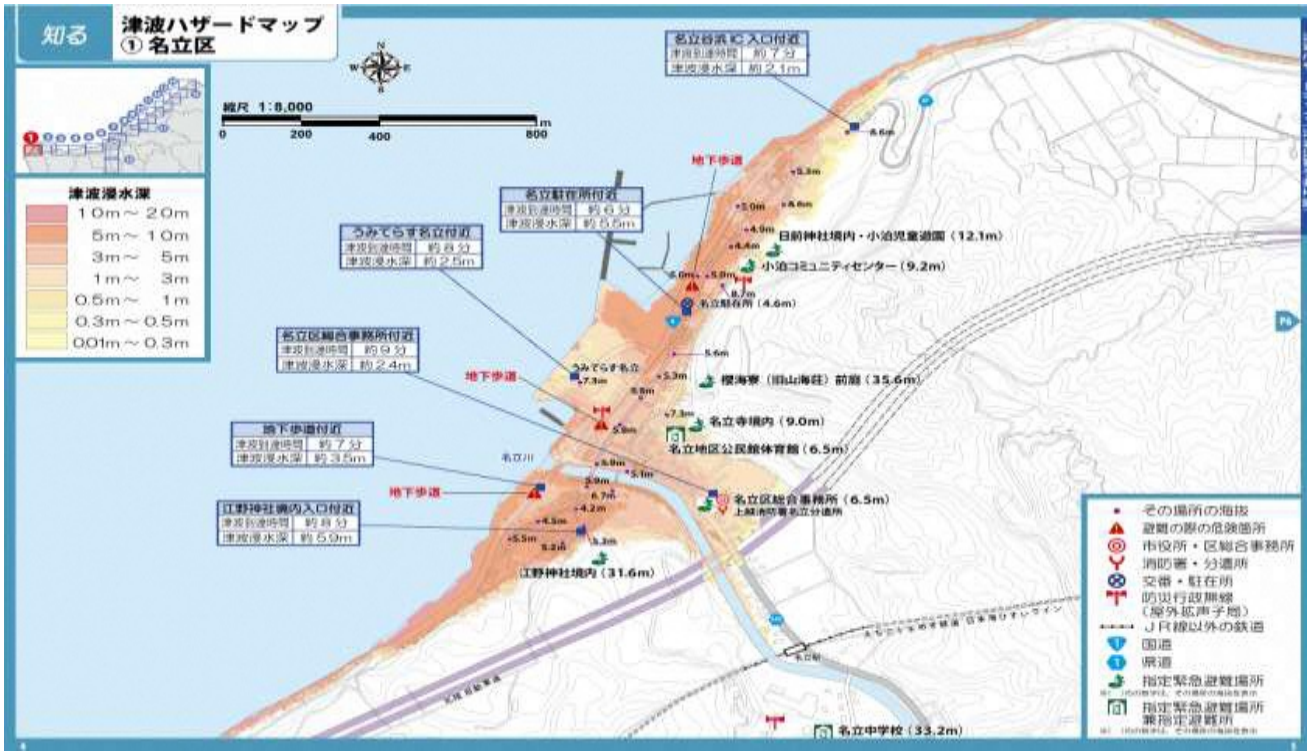
○地震のリスク
　当地区は上越－糸魚川沖断層帯、高田平野西縁断層帯に隣接しており、今後、大規模な地震が発生することが懸念されている。
　過去には新潟地震（1964 年）、中越地震（2004 年）、中越沖地震（2007 年）を経験し、2024 年の能登半島地震では、地区内において震度５強を記録し、住宅や事業所などの建物被害や津波が発生した。
　防災科学技術研究所提供の地震ハザードステーション（J-SHIS）では、当地区中心の上越市大潟区において、今後 30 年以内に震度５強以上の地震が発生する確率が 46.4%（J-SHIS ハザードカルテ参照）と予想されており、強い揺れにより建物や設備等への被害や津波の発生、地震に伴う土砂崩れによる交通路遮断や孤立が発生する可能性がある。
　当地区内には、化学工場、金属加工工場、電子部品関連企業、機械部品メーカーなども多く、地震による直接的な被災や交通路の遮断が発生した場合、自動車部品や半導体関連材料、化学原料などのサプライチェーンが毀損し、全国の製造業において、供給停止に陥るリスクも想定される。
　また、地区内の中小受託事業者においては、事業継続が困難となるリスクも想定される。



○津波のリスク
　地震のリスクと連動して、海に面した大潟区、頸城区、名立区では津波のリスクが想定される。
　上越市には、上越－糸魚川沖断層帯と高田平野西縁断層帯による津波が想定されており、上越－糸魚川沖断層帯による津波が最も大きな影響を及ぼすとされている。

特に、上越－糸魚川沖断層帯に近い名立区方面では、津波高が高く、津波到達時間は 5 分～10 分程度と想定されている。

津波が想定される地域には、大潟工業団地と西福島工業団地があり、多くの大手原材料製造業が存在している。被災により、全国の製造業において、サプライチェーンが毀損するとともに、地区内の中小受託事業者においては、事業継続が困難となるリスクも想定される。



○洪水のリスク

上越市作成の洪水ハザードマップによると、当会地区内では、保倉川を始めとする関川水系沿いでは頸城区の大半が５０ｃｍ以上の浸水が想定されており、地域によっては３ｍ以上の浸水も想定されている。

柿崎川水系沿いでは、大潟区及び吉川区に５０ｃｍ以上の浸水が想定されており、地域によっては３ｍ以上の浸水も想定されている。

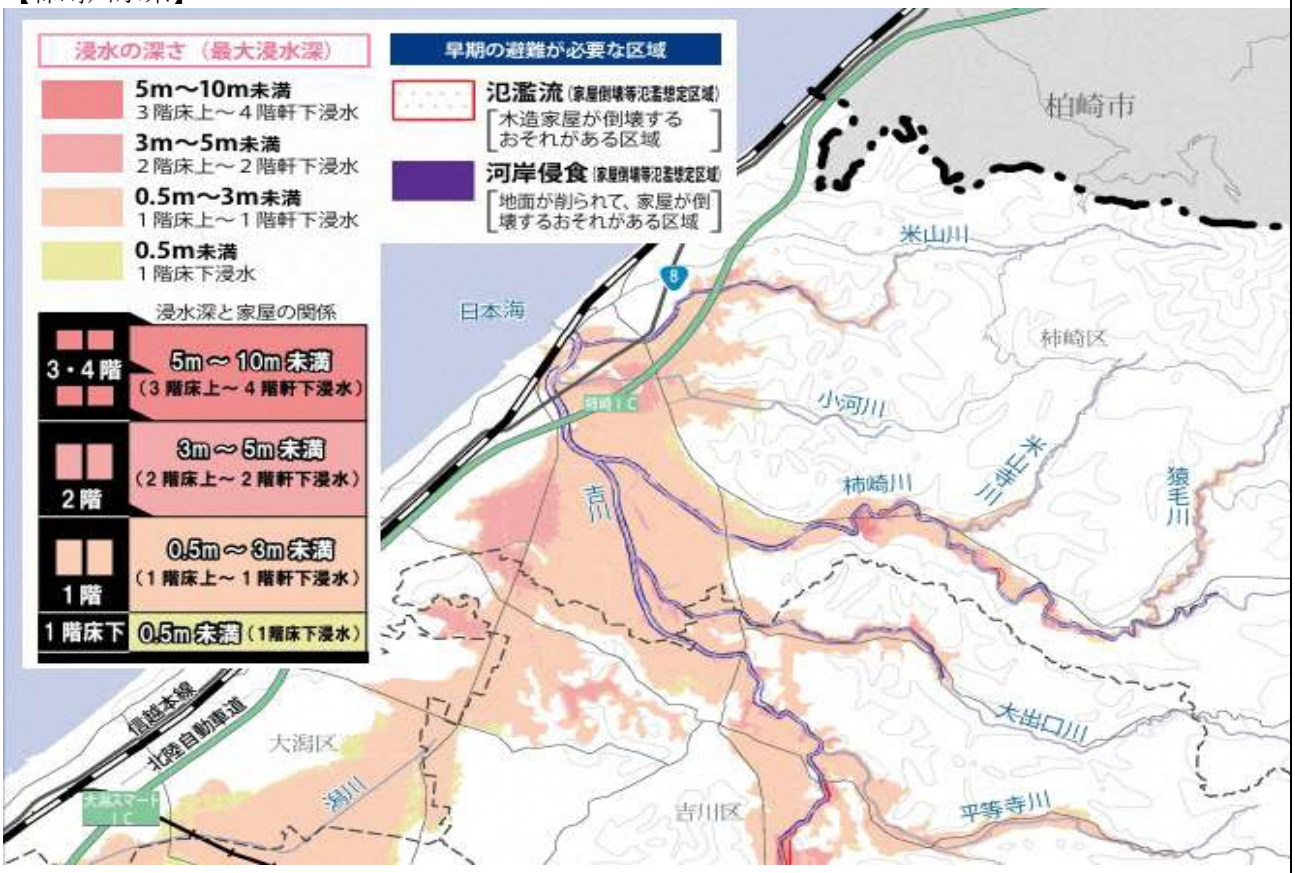
名立川水系沿いでは、名立川に沿って５０ｃｍ以上の浸水が想定されている。

特に関川水系と柿崎川水系には、工業団地があり、津波のリスクと同様に被災により、全国の製造業において、サプライチェーンが毀損するとともに、地区内の中小受託事業者においては、事業継続が困難となるリスクも想定される。

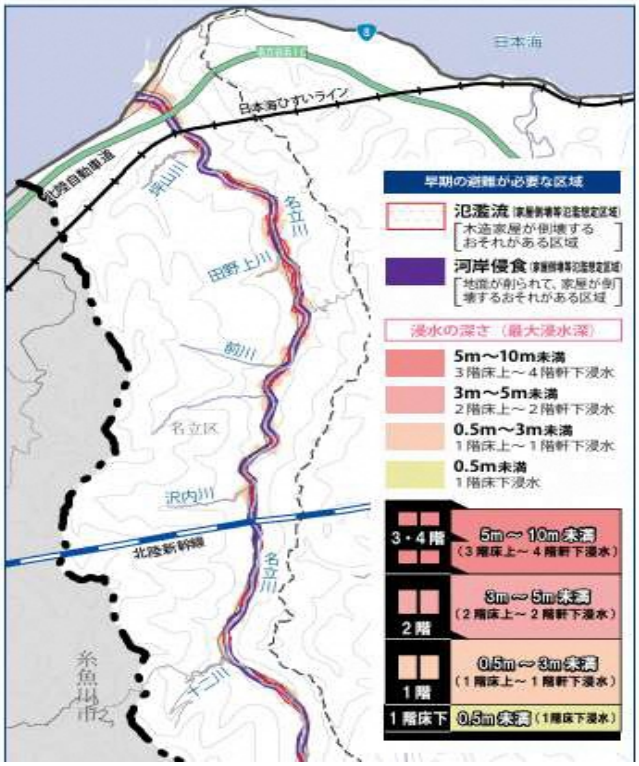
【関川水系】

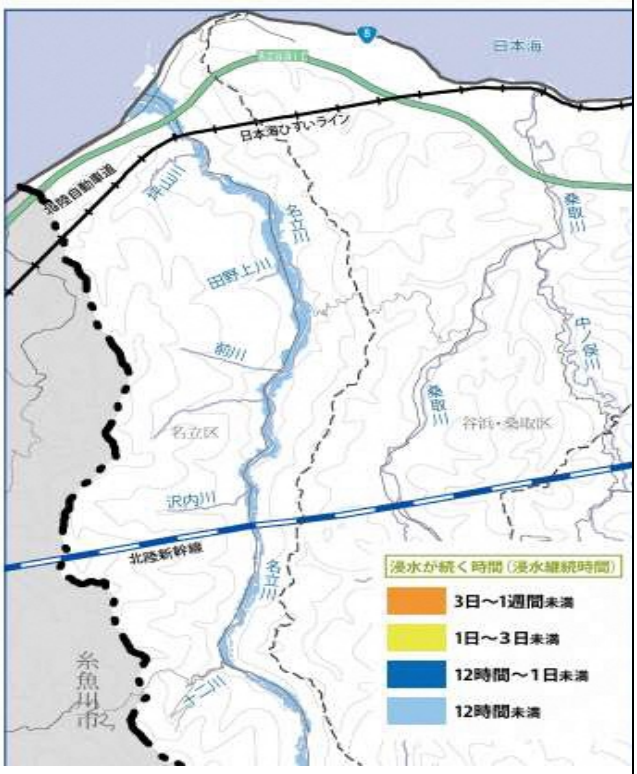

浸水の深さ（最大浸水深）
5m～10m未満
3階床上～4階軒下浸水
3m～5m未満
2階床上～2階軒下浸水
0.5m～3m未満
1階床上～1階軒下浸水
0.5m未満
1階床下浸水
日本海
信越本線
北陸自動車道
大潟区
潟川
吉川区
八千浦区
須城区
玄倉川
猿俣川
柿野川
保倉川
重川
谷内川
保倉区
北諏訪区
有田区
関川
錦川
桑倉根川
350
253

【柿崎川水系】


浸水の深さ（最大浸水深）
5m～10m未満
3階床上～4階軒下浸水
3m～5m未満
2階床上～2階軒下浸水
0.5m～3m未満
1階床上～1階軒下浸水
0.5m未満
1階床下浸水
早期の避難が必要な区域
氾濫流（家屋倒壊等氾濫想定区域）
木造家屋が倒壊するおそれがある区域
河岸侵食（家屋倒壊等氾濫想定区域）
地面が削られて、家屋が倒壊するおそれがある区域
浸水深と家屋の関係
3・4階 5m～10m未満（3階床上～4階軒下浸水）
2階 3m～5m未満（2階床上～2階軒下浸水）
1階 0.5m～3m未満（1階床上～1階軒下浸水）
1階床下 0.5m未満（1階床下浸水）
柏崎市
米山川
日本海
柿崎区
小河川
柿崎川
米山川
猿毛川
吉川
信越本線
北陸自動車道
大潟区
潟川
吉川区
大出口川
平等寺川
8

【名立川水系】

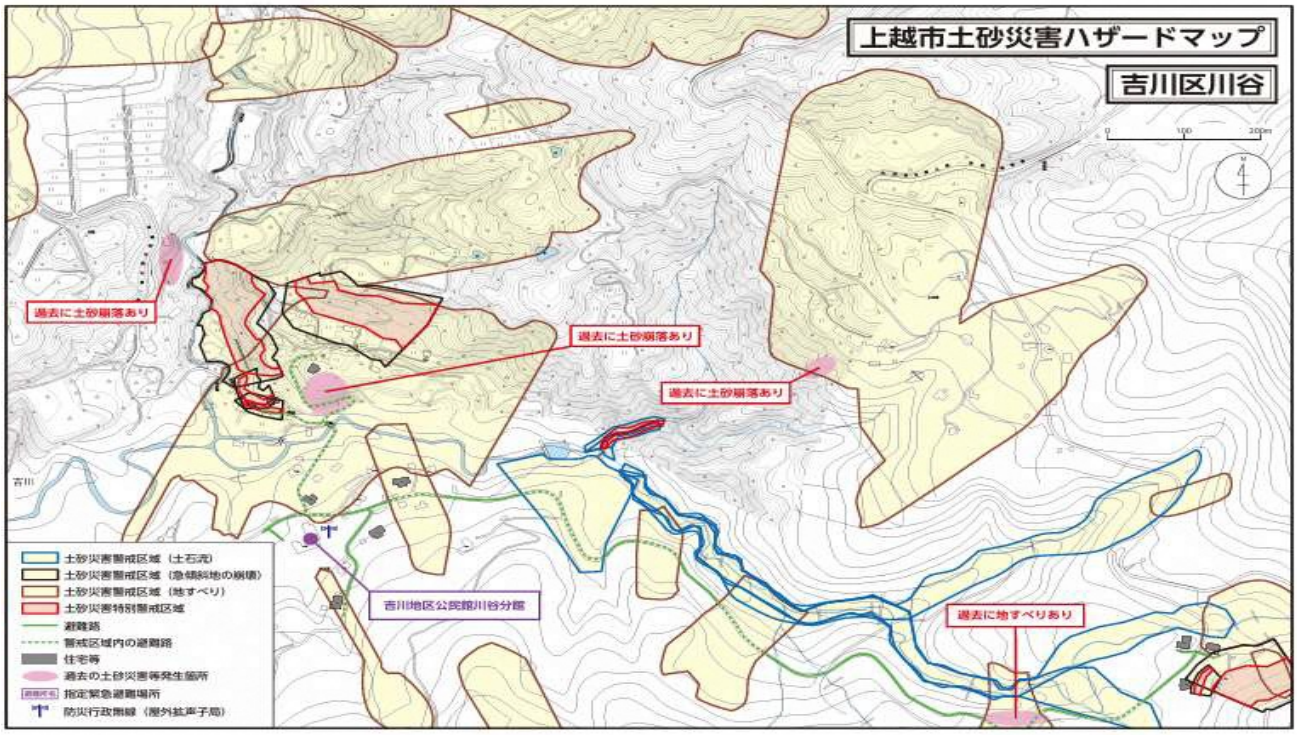


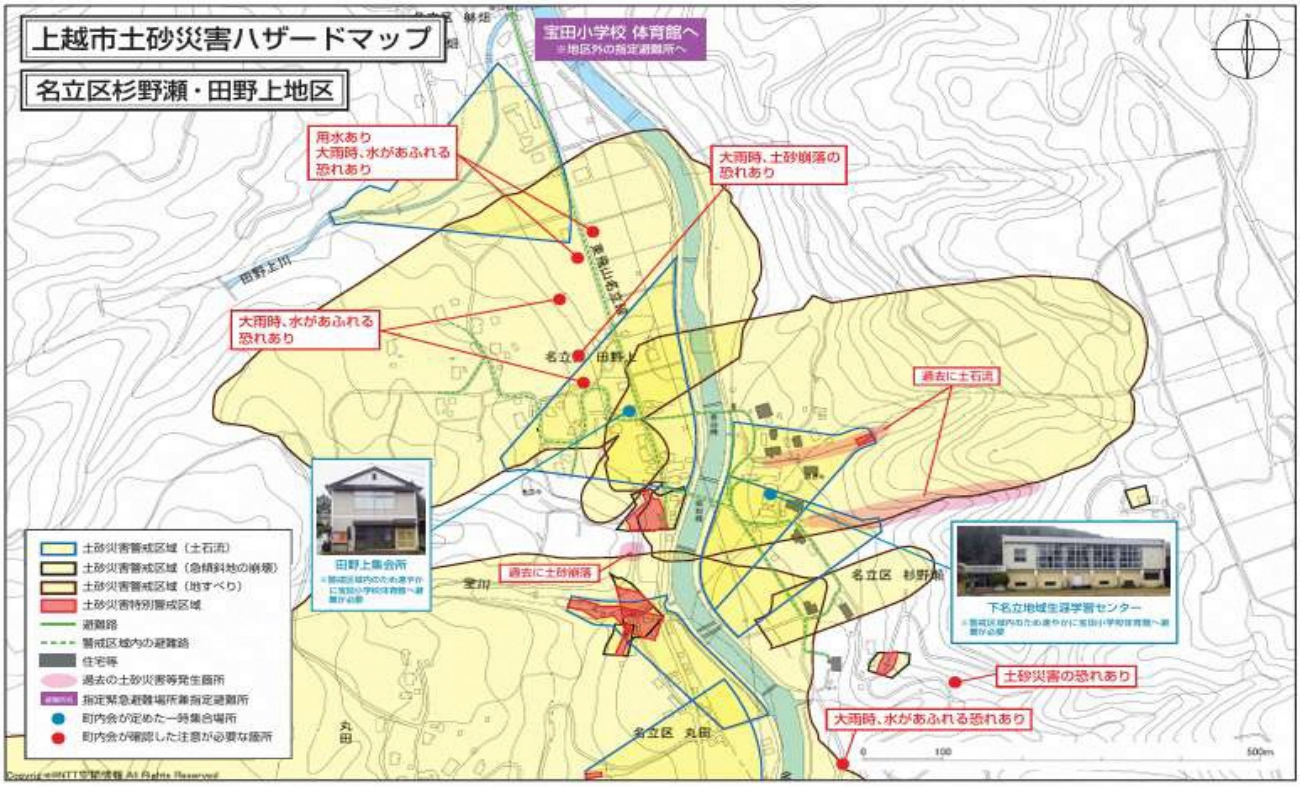


○土砂災害のリスク

上越市作成の土砂災害ハザードマップによると、大潟区では雁子浜地区、頸城区では手島・矢住地区、大蒲生田・玄僧地区、吉川区では二ヶ字・片田地区や川谷地区など区内各所、名立区では東蒲生田・西蒲生田・小田島地区や不動地区など区内各所に、土砂崩落や土石流など土砂災害の発生危険区域があり、過去にも多くの土砂災害が発生している。

土砂災害による道路の遮断により、地区内消費の減少などのリスクが想定される。





（２）域内の商工業者の状況（出典:くびきの商工会独自名簿　令和７年４月１日現在）

・商工業者数　　７２２人　　・小規模事業者数　　６１６人

【内訳】

業　種	商工業者数	小規模事業者数	備　考（事業所立地状況）
建　設　業	２１８	２０１	地区内に広く分布している
製　造　業	８４	５３	地区内に広く分布している
卸　売　業	３４	２３	地区内に広く分布している
小　売　業	１１４	１０１	地区内に広く分布している
宿泊・飲食業	６２	６２	地区内に広く分布している
サービス業	１６０	１４５	地区内に広く分布している
そ　の　他	５０	３１	地区内に広く分布している

（出典:くびきの商工会独自名簿　令和７年９月１日現在）

（３）これまでの取組

１）当市の取組

①上越市地域防災計画の策定、防災訓練の実施

大規模災害に対応するため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、上越市防災会議において上越市地域防災計画を策定している。地震災害対策編、津波災害対策編、自然災害対策編、原子力災害対策編、一般災害対策編の５編と資料編で構成されている。

災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民（要配慮者を含む）、自主防災組織、ボランティア団体、病院・社会福祉施設、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を年１回実施している。

②食料・生活必需品等の備蓄

不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において物資等を備蓄している。

災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい発電機や暖房器具等

の品目は、市での備蓄に努めている。
　備蓄物資は、極力指定避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにしている。また、備蓄を行うに当たっては要配慮者、女性、さらに食物アレルギー患者等の食事に配慮している。
③上越市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
　新型インフルエンザに係る対策について、市は平成 18 年 8 月に「新型インフルエンザ対策指針」を作成し、平成 21 年 10 月には、それを具体化した「上越市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。さらに、平成 26 年 9 月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条の規定により、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするため、市行動計画を見直し、新たな市行動計画を作成した。
　その後、令和 2 年以降、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応で得られた経験を踏まえ、次なる感染症危機に際して迅速に対処するため、令和 8 年 6 月に市行動計画を全面改定している。

２）当会の取組
①事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
　中小企業・小規模事業の災害発生時の備え・必要性について、ＢＣＰ計画の策定と運用に関する情報を広報媒体会報誌等でのＰＲや相談窓口にてチラシ・パンフレットの設置・配布などを行い、防災知識の普及啓発・周知を行っている。
②事業者ＢＣＰセミナーの周知
　新潟県商工会連合会主催や関係機関で開催されるＢＣＰ関連セミナーについて、管内事業所へ周知し中小企業・小規模事業者の防災意識の普及啓発・推進を行っている 。
③損保会社と連携した損害保険への加入促進
　会員の災害による多種多様なリスクに対応するため、休業補償保険制度やビジネス総合保険制度、業務災害保険制度などへの加入促進を行っている。また、新潟県火災共済協同組合と連携して、事業者の火災共済や自動車共済、所得補償共済等の加入促進を行っている。
④防災備品の備蓄
　積雪がある場合に備えスコップや軍手の用意があるほか、業務やイベント開催の関係で、ヘルメットや簡易食器やカセットガスボンベ並びにガスコンロ、ポリ袋、ライターなどを備蓄している。

３）事業継続力強化支援計画の実施状況
・地区内事業者に対するＢＣＰ策定に係る指導　７者
・自然災害を含めた災害リスク保険への加入促進　６者
・上越市作成の内水ハザードマップを当会及び各支所に配置し、洪水時の注意喚起を実施　随時
・経営指導員等の巡回指導時等に、事業者の事業継続の取組状況を聴取　ＢＣＰ作成勧奨　随時

Ⅱ　本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策
１　課題
（１）地区内小規模事業者においては、災害が事業に与えるリスクについて認識が薄く、事業継続計画を策定している事業者は少ない。
（２）危機管理マニュアルは作成済みであるが、本所、支所に職員が分散しており、加えて地元職員が少ない状況にあり、自然災害等の緊急時の取組体制に不安が残る。
　加えて、日常での事前対策訓練並びに行政や関係機関との連携体制の確認、本所支所間の連絡体制の確認が必要である。
（３）感染症対策において、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄が不十分な事業者が多い。

２　対策
（１）事業継続計画の策定状況や取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員への聞き取り調査等により把握し、ＢＣＰ策定を支援する。
（２）災害時における当会職員の連絡体制、取組体制について整理し、周知徹底するとともに、年１回の対策訓練を実施する。

行政や関係機関とは、災害時の連携について随時連絡調整を行い、必要なタイミングで計画の見直しを行う。

（3）事業者に対し、感染症はもとより各種災害に備えた備蓄について確認の実施及び不足分の補充を促す。

Ⅲ　目標

・地区内小規模事業者に対し、各種災害リスクの認識を深めてもらうよう、事業継続計画策定や保険の必要性について周知・啓発を強化するとともに、必要に応じ、事業継続計画の作成をサポートするとともに、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。
・製造業が多く集積する大潟地区、頸城地区の中小受託製造事業者を支援し、サプライチェーン機能を維持することにより地区内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
　加えて、本所、支所において、訓練を実施するなど、発災時の対応を確認し、備える。
・域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、衛生品を備蓄しておくとともに、組織内における体制と実施方針を徹底し、関係機関との連携体制を平時から構築する。

具体的には、以下の目標を設定し、取り組んでいくこととする。

1　年６社に対して事業者ＢＰＣの策定・見直し支援の実施
2　地区内製造業者の事業継続力強化計画（ＢＰＣ）策定率２５％達成
3　損害保険パンフレットの配布等加入啓蒙の実施
4　商工会内部における体制確認及び備蓄品の確認と補給を年１回以上実施
5　行政及び関係機関との連絡会議を年１回以上開催

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

Ⅰ　事業継続力強化支援事業の実施期間（令和８年４月１日～令和１３年３月３１日）

Ⅱ　事業継続力強化支援事業の内容

１　地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・事業継続計画の策定状況や取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員への聞き取り調査等により把握する。

２　小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

（１）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所 立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。

②会報や市広報、ホームページ等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

３　フォローアップ

（１）上越市と上越市内４商工会で組織している上越市商工会連絡協議会で、災害発生時に速やかに応急対策等を取組める体制の状況確認や改善点について定期的に協議する。

（２）事業者ＢＣＰを策定した事業者に対し、取組状況の確認を行うとともに、３年を経過した事業者に対し、訓練、計画の見直しについての指導を行う。

（３）支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつながる指導を行う。

４　知見の共有及び事業継続力の底上げ

（１）商工会の広報誌を活用して、地区内事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。

（２）同様の業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

５　関係団体との連携

（１）上越市内４商工会が連携し、新潟県商工会連合会に専門家派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。

（２）関係機関へ普及啓発ポスターやパンフレットの掲示を依頼する。

※ その他

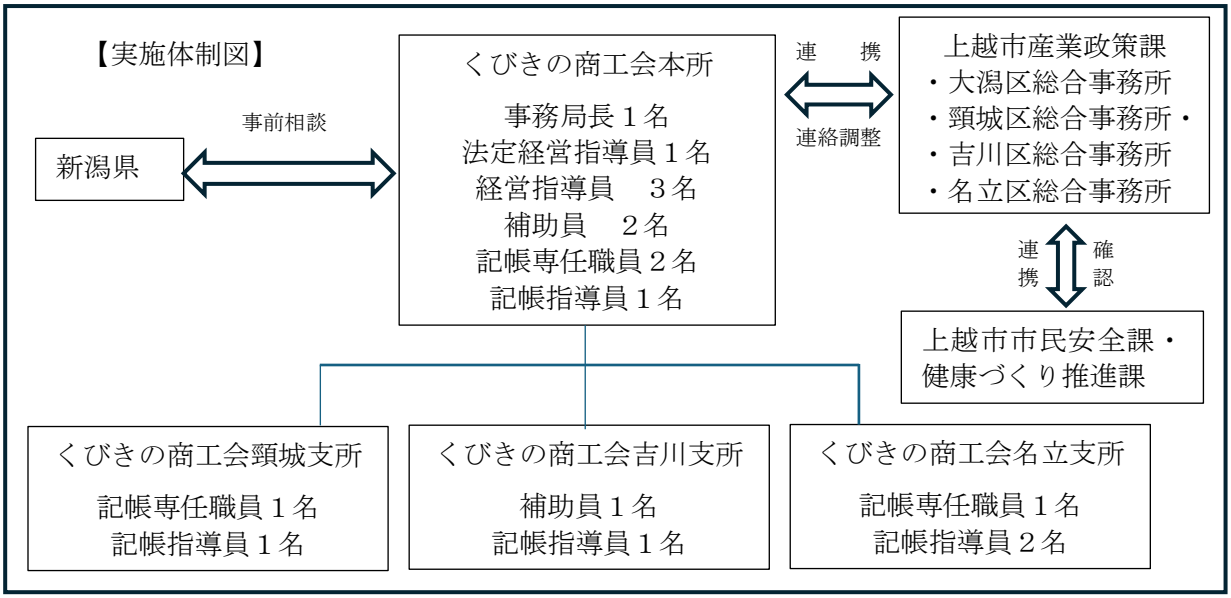
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

（別表２）
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年９月現在）

１　実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）



（１）都道府県及び関係市町村との連携体制

・当会、当市産業政策課、各区総合事務所が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定する連携会議を適宜開催する。
また、認定主体である新潟県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

（２）商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

①地区内を大潟区、頸城区、吉川区、名立区の４地区に分け、法定経営指導員１名と経営指導員３名で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

②保険加入促進については、全国商工会連合会が契約する損害保険会社と連携し、小規模事業者からの個別相談に対応する。

（３）定量的に実施状況を把握し、評価を行う体制

①法定経営指導員１名、経営指導員３名、支所職員３名の体制で、実施状況を定量的に把握し、効果測定を行う。

②上記で把握・検証した実施状況を当会と当市産業政策課、各区総合事務所の連携会議（年１回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

（４）経営指導員等の資質向上に係る体制

・新潟県商工会連合会等関係機関が開催する研修や勉強会に、当会職員を参加させることにより、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど専門知識及び最新情報の収集に努める。

２　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

（１）当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員　印南　広明（連絡先は後述（３）①参照）

（２）当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
・本計画の具体的な取組の企画や実行
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①くびきの商工会

〒949-3111　新潟県上越市大潟区四ツ屋浜 773

TEL：025-534-3211　FAX：025-534-4832　E-mail：kubikino@shinsyoren.or.jp

・頸城支所　〒942-0127　新潟県上越市頸城区百間町 615-2　TEL：025-530-2156
・吉川支所　〒949-3443　新潟県上越市吉川区下町 1126　3 階　TEL：025-548-2109
・名立支所　〒949-1602　新潟県上越市名立区名立大町 193-4　TEL：025-537-2203

②上越市産業部産業政策課

〒943-0805　新潟県上越市木田１－１－３

TEL：025-520-5729　FAX：025-520-5852　E-mail：sangyou@city.joetsu.lg.jp

・上越市大潟区総合事務所　TEL：025-534-2111
・上越市頸城区総合事務所　TEL：025-530-2311
・上越市吉川区総合事務所　TEL：025-548-2311
・上越市名立区総合事務所　TEL：025-537-2121

※ その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	４５０	４５０	４５０	４５０	４５０
・専門家派遣費	８０	８０	８０	８０	８０
・協議会運営費	３０	３０	３０	３０	３０
・セミナー開催費	８０	８０	８０	８０	８０
・バンフ、チラシ作成費	２００	２００	２００	２００	２００
・防災、感染症対策費	６０	６０	６０	６０	６０

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、上越市補助金、新潟県補助金、事業収入　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし